

平成25年度第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会次第

日 時 平成25年9月12日(木)  
午後2時から  
場 所 市役所4階 第2会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 「城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱」についての説明
- 6 障がい者自立支援協議会の会長及び副会長の選出について
- 7 議事
  - (1) 自立支援協議会全体会の議事録の公開について
  - (2) 障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について
  - (3) 城陽市障がい者自立支援協議会について
  - (4) 城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて
- 8 その他
- 9 閉 会

資 料
-----

- ①城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿
- ②城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱 …資料No.1
- ③障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について …資料No.2
- ④城陽市障がい者自立支援協議会について …資料No.3
- ⑤城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて …資料No.4

## ○城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 23 年 9 月 1 日

告示第 61 号

## (設置)

第 1 条 障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会の構築、障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う場として、城陽市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築及び改善に関すること。
- (3) 障がい福祉に係るサービスの開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉の計画に関すること。
- (6) その他障がい福祉の増進に関すること。

## (組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業所の関係者
- (3) 医療機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 障がい当事者団体の代表
- (6) 地域住民の代表
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

## (協議会の委員の任期)

第 4 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報保護)

第8条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営調整会議)

第9条 協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は専門部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

(専門部会)

第10条 第2条に定める協議会の所掌事務に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。ただし、市長が適当と認めたときは、協議会の庶務を指定相談支援事業所に委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

---

## 障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について

### 1. 障害者総合支援法について

#### ■平成25年4月1日から改正された内容

○法律の名前が、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」（正式：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）に変わりました。

【当市の対応】障がい福祉関係例規等の改正作業を行いました。

○障がい児・者の範囲に難病等が追加され障がい福祉サービス等が利用できるようになりました。

・厚生労働省指定：130疾病

【当市の対象者】現在1名（居宅介護利用）

○障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業、意思疎通支援者を養成する事業が必須事業として追加されました。

【当市の対応】平成25年度予算において啓発事業として講師謝礼等の経費を予算化し、自立支援協議会の取組として3回の市民講座を開催します。

○障がい福祉計画を策定する時は、当事者のニーズを把握することが努力義務化されました。

#### ■平成26年4月1日から改正される内容

○「障がい程度区分」の名称が「障がい支援区分」とされ、支援の度合を総合的に示すものに見直しされる予定です。

○重度訪問介護の対象者が、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的、精神障がい者に拡大される予定です。

#### 【重度訪問介護給付実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実利用者数	7人	8人	8人
月延べ利用者数	81人	86人	88人
月利用延べ時間	2,894時間	4,526時間	6,104時間
給付額	5,460,586円	8,965,052円	13,110,518円

#### 【対象となる手帳所持者数】

H25.3.31 現在

手帳種別	対象者数	参考
療育手帳(A)	281人	(B) 368人
精神手帳(1級)	26人	2級：160人 3級：158人

○ケアホームがグループホームに一元化される予定です。

- ・事業所の指定基準や報酬のあり方が見直しされ、サテライト型住宅の創設についても検討される予定です。

**【ケアホーム・グループホーム給付実績】**

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>共同生活介護（ケアホーム）</b>			
実利用者数	15 人	25 人	25 人
月利用延べ人数	178 人	277 人	308 人
給付額	19,985,057 円	39,961,351 円	49,039,584 円
<b>共同生活援助（グループホーム）</b>			
実利用者数	3 人	1 人	0 人
月利用延べ人数	27 人	6 人	0 人
給付額	1,343,252 円	428,183 円	0 円

**2. 障害者優先調達推進法について**

○「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。この法律の施行に伴い、地方公共団体は毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達実績を公表することとされました。

【当市の対応】 現在、財政課等と調整中です。

**【平成23年度発注実績】** …厚生労働省・障害者総合福祉推進事業調査研究事業の回答より

製品・サービスの内容	事業内容等	発注額	発注先
梅炭及び防虫サシュ	「いきいき健康づくり推進事業」啓発物品	77,000 円	城陽作業所
レジバッグ	防災事業	1,050 円	あんびしゃ
ポリ袋	庁舎維持公園維持及びクリーン運動	300,048 円	あんびしゃ
ポスター・冊子等	施政方針冊子、公報、戦争体験記冊子、城陽市の福祉保健、子育てハンドブック等	5,766,465 円	あんびしゃ
保険証用ビニールカバー	老人医療費支給事業	59,850 円	あんびしゃ
卒業証書印刷	学校管理運営事業	117,075 円	あんびしゃ
封筒・はがき印刷	成人式はがき、窓空き封筒等	580,149 円	あんびしゃ
清掃委託	公園維持管理事業	2,973,098 円	南山城学園
		<b>9,874,735 円</b>	<b>3 事業所</b>

### 3. 障害者虐待防止法について

○平成24年10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すこととなりました。

#### 【当市の対応】

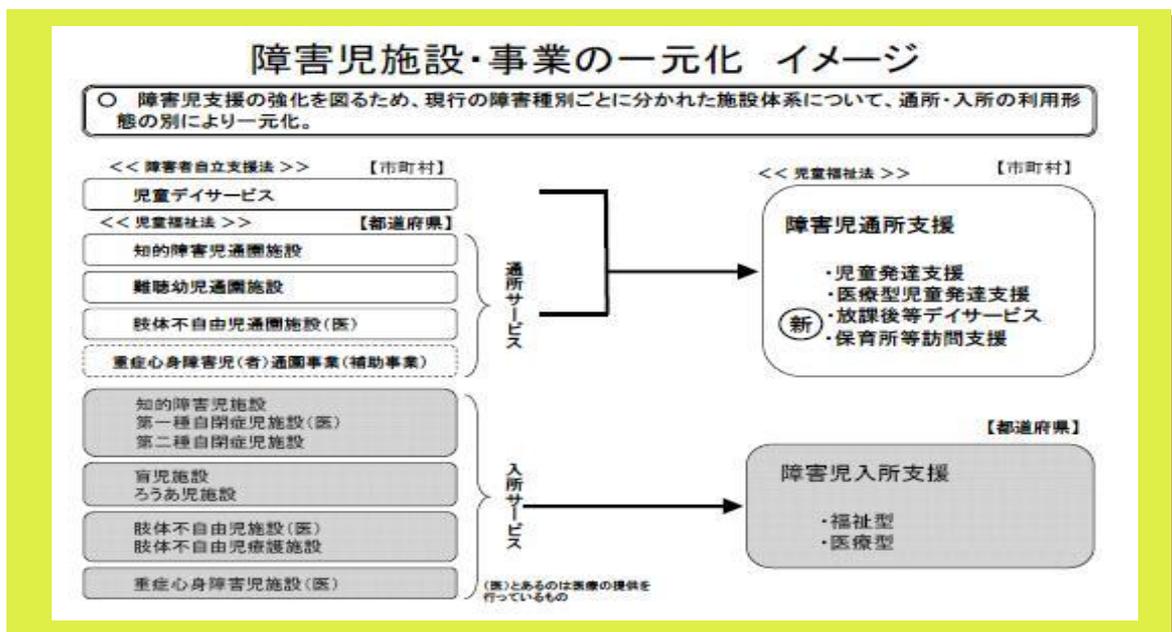
- ・城陽市障がい者虐待防止センター（福祉課内）を設置しました。
- ・自立支援協議会の取組として「障がい者虐待を防止するために」と題した市民講座を開催し周知啓発を図りました。（H24.10.11 74名参加）
- ・「みんなで防ごう障がい者虐待」というパンフを3,000枚作成し、民生委員や関係機関に配布しました。

#### 【平成24年度相談・通報実績】

相談・通報件数	虐待の種類	相談・通報者	件数	対応等
4件 (全て精神)	父親兄弟	虐待を受けた本人	2件	虐待の判断に至らなかった (家族関係不和が原因、通報者より取下げによる)
	夫	男女参画室相談員	1件	DVとして対応中
	父親	城陽警察署	1件	虐待の判断に至らなかった (事実確認のため訪問したが、虐待の事実はないと判断)

### 4. 障がい児支援体系の変更（児童福祉法改正分）

○平成24年4月1日より、障がい児に対する通所サービスと入所サービスが一新され、全て「児童福祉法」上のサービスとなりました。障がい児に対する通所サービスについては、市が実施主体となりました。入所サービスについては従来通り京都府が実施主体です。



【児童福祉法によるサービス内容】

	事業名	サービスの内容
市 町 村	児童発達支援	障がい児、聴覚障がい児、重度心身障がい児等に対する療育指導（日常生活における基本的な動作指導等）を行います。（対象年齢：0歳～小学校就学）
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び医療行為を行う。
	放課後等デイサービス	就学後の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。（対象年齢：小学校就学～18歳）
	保育園等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【平成24年度給付実績】（月延べ）

サービス名	24年度
児童発達支援	963人
	22,617,840円
医療型児童発達支援	33人
	2,032,734円
放課後等デイサービス	527人
	29,928,352円
保育園等訪問支援	—
	—
肢体不自由児医療	42人
	98,212円
合計	1,565人
	54,677,138円

- 事業所名
- …ふたば園 ・児童デイサービスあゆみ
  - ・京都府立こども発達支援センターすてっぷ
  - ・京都市うさぎ園 /4事業所
  - …京都府立こども発達支援センターすてっぷ
  - …みんなのいえ ・くれよん三山木
  - ・放課後等デイサービス 心
  - ・児童デイサービスあん ・ころぼっくる
  - ・株)チットチャット /6事業所

※利用月：H24.4～H25.2（11ヵ月分）

5. 城陽市の障がい者の状況

【障害手帳の状況】

身体障害者手帳交付状況

年度	(単位：人)		
	22	23	24
視覚障がい	259	267	267
聴覚・平衡機能障がい	323	334	352
音声・言語そしゃく機能	51	52	55
肢体不自由	2,050	2,124	2,160
内部障がい	1,324	1,390	1,458
計	4,007	4,167	4,292

療育手帳交付状況

年度	(単位：人)			
	22	23	24	
A知的障がい	18歳未満	49	48	48
	18歳以上	229	229	233
B知的障がい	18歳未満	88	91	94
	18歳以上	264	274	274
計	630	642	649	

精神保健福祉手帳交付状況

年度	(単位：人)			
	1級	2級	3級	計
22	39	129	134	302
23	35	136	144	315
24	26	160	158	344

【更生医療受給状況】

(単位：件数)

年 度	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
一般分	159	241	232	291	266	<b>271</b>
心臓機能障がい	226	152	185	196	171	<b>256</b>
じん臓機能障がい	980	988	1,167	1,544	1,844	<b>2,143</b>
肝臓機能障がい	—	—	—	71	82	<b>62</b>
免疫機能障がい	—	—	—	—	—	<b>12</b>
件数	1,365	1,381	1,584	2,102	2,366	<b>2,744</b>

**6. 障がい者計画（新規事業）の進捗状況**

施策名	施策の内容	評価	実施内容等
難聴児への早期支援	聴覚に障がいのある児童の早期療育、コミュニケーション能力の習得が重要であるため、難聴児に対し重度軽度を問わず補聴器を給付する事業を検討します。	×	単独事業としては困難
障がい児通所支援の実施	障がいのある児童の放課後における療育の場や預かりサービスの充実のため、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により新たに創設された障がい児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	○	児童福祉法改正による給付システム改修、放課後デイサービスの増加
訪問入浴サービスの検討	自力や家族介護での入浴が困難な障がい者への訪問入浴サービスの実施を検討します。	○	平成25年度から実施 利用決定者：2名
事業所のネットワークや販路開拓への支援	施設の事業所のネットワークや共同経営店舗の運営を支援し、製品の販路拡大を促進します。	○	てづくりの店「あんだんて」の運営等、緊急雇用事業で支援
親子体験教室の開催	視覚障がいや聴覚障がいの理解を広げるために、長期休暇中の子供を対象とした、「親子手話教室」「点字体験教室」を開催し、子どものころから障がいのある人とともに生きる地域づくりについての学習を進めます。	○	手話親子教室： 平成24年度3回（8組）、平成25年度3回（5組）実施
市民連続講座の開催	障がい者への理解を広げ、差別をなくすための取り組みとして、市民向け連続講座実施について検討します。	○	平成24年度3回実施 平成25年度3回予定
障がい者への虐待防止に向けた取り組みの実施	障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携して、虐待防止を推進します。	○	講演会の実施 センター設置
支援ファイルによる発達支援	障がい児の障がい特性や成長履歴等様々な情報を記載した支援ファイルを作成し、保育所、幼稚園、学校をはじめ様々な機関や各種福祉制度の円滑な利用を支援できるしくみとして活用していきます。	○	城陽市版支援ファイル 「あいりすノート」作成

※評価：今年度実施…○ 来年度以降の実施検討…×

## 7. 障がい福祉計画の進捗状況

### ◆福祉サービス

(H24.3.31実績)

区 分		平成 24年度				差
		(見込)		(実績)		
訪問系	居宅介護	1,035	時間分	912	時間分	▲ 123
		( 92	人分 )	( 81	人分 )	▲ 11
	重度訪問介護	501	時間分	626	時間分	125
		( 8	人分 )	( 8	人分 )	0
	行動援護	401	時間分	181	時間分	▲ 220
	( 15	人分 )	( 11	人分 )	▲ 4	
	同行援護	460	時間分	562	時間分	102
	( 23	人分 )	( 19	人分 )	▲ 4	
	小計	2,397	時間分	2,281	時間分	▲ 116
	( 138	人分 )	( 119	人分 )	▲ 19	
日中活動系	生活介護	3,638	人日分	3,613	人日分	▲ 25
		( 250	人分 )	( 209	人分 )	▲ 41
	自立訓練(機能訓練)	20	人日分	8	人日分	▲ 12
		( 2	人分 )	( 1	人分 )	▲ 1
	自立訓練(生活訓練)	263	人日分	149	人日分	▲ 114
		( 23	人分 )	( 11	人分 )	▲ 12
	就労移行支援	503	人日分	425	人日分	▲ 78
		( 26	人分 )	( 28	人分 )	2
	就労継続支援(A型)	367	人日分	575	人日分	208
	( 23	人分 )	( 30	人分 )	7	
就労継続支援(B型)	1,159	人日分	1,584	人日分	425	
	( 90	人分 )	( 98	人分 )	8	
	小計	5,950	人日分	6,354	人日分	404
	( 414	人分 )	( 377	人分 )	▲ 37	
	療養介護	15	人分	13	人分	▲ 2
					0	
	短期入所	291	人日分	149	人日分	▲ 142
	( 52	人分 )	( 29	人分 )	▲ 23	
居住系	共同生活援助		人分	0	人分	0
	共同生活介護	27		27	人分	
	施設入所支援	71	人分	70	人分	▲ 1
移動支援事業(1年当り)		26,629	時間	18,675	時間	▲ 7,954
日中一時支援事業(1年当り)		27,647	時間	26,099	時間	▲ 1,548